（救急用具）

**第百五十条**　（略）

2・3　（略）

| 区分 | | | | 数量 | 条件 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一　イ　航空運送事業の用に供する飛行機 | 客席数が十九を超えるもの | 最初の耐空証明等が平成二十年六月三十日以前になされたもの（衝撃により自動的に作動する航空機用救命無線機を装備するものに限る。） | | 一 | （略） |
| | （略） | | | | |
| | | （略） | | 二 | |
| | | | （略） | 一 | |
| 口　（略） | | | | 一 | |
| （略） | | | | | |

（証明書等の承認）

**第二百三十五条**　（略）

2　法第百三十一条の規定により、法第十条第一項の規定による耐空証明又は同条第七項の耐空証明書とみなされる航空機の耐空性、騒音及び発動機の排出物について外国が行つた証明その他の行為及びこれに係る証書その他の文書（以下この項において「証明等」という。）は、国際民間航空条約の附属書として採択された標準、方式及び手続を採用する締約国たる外国（当該航空機が国籍を有する外国と当該航空機の使用者が住所を有する外国との間に国際民間航空条約第八十三条の二の協定がある場合にあつては、当該協定により当該航空機に係る証明、免許その他の行為を行うこととされた外国に限る。）の行つた証明等（ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する最大離陸重量が三万四千キログラムを超える航空機の騒音についての証明等にあつては、国際民間航空条約の附属書十六第一巻第三章、第四章及び第十四章の基準に適合することについての証明等に限る。）及び国土交通大臣が適当と認めるものとする。

| 改正後 |
|---|
| ・附属書第2（第14条関係） |
| 航空機の騒音の基準 |
| 第1章　国際民間航空条約の附属書16第1巻第2章が適用される航空機 |
| 1－1　最大離陸重量が8,618kgを超えるプロペラ飛行機（最大証明重量における必要滑走路長が610m以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）であつて、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。 |

（救急用具）

**第百五十条**　（略）

2・3　（略）

| 区分 | | | | 数量 | 条件 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一　イ　航空運送事業の用に供する飛行機 | 客席数が十九を超えるもの | 最初の法第十条第一項の規定による耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による耐空性についての証明その他の行為（以下この表において「耐空証明等」という。）が平成二十年六月三十日以前になされたもの（衝撃により自動的に作動する航空機用救命無線機を装備するものに限る。） | | 一 | （略） |
| | （略） | | | | |
| | | （略） | | 二 | |
| | | | （略） | 一 | |
| 口　（略） | | | | 一 | |
| （略） | | | | | |

（証明書等の承認）

**第二百三十五条**　（略）

2　法第百三十一条の規定により、法第十条第一項の規定による耐空証明又は同条第七項の耐空証明書とみなされる航空機の耐空性、騒音及び発動機の排出物について外国が行つた証明その他の行為及びこれに係る証書その他の文書（以下この項において「証明等」という。）は、国際民間航空条約の附属書として採択された標準、方式及び手続を採用する締約国たる外国（当該航空機が国籍を有する外国と当該航空機の使用者が住所を有する外国との間に国際民間航空条約第八十三条の二の協定がある場合にあつては、当該協定により当該航空機に係る証明、免許その他の行為を行うこととされた外国に限る。）の行つた証明等（ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する最大離陸重量が三万四千キログラムを超える航空機の騒音についての証明等にあつては、国際民間航空条約の附属書十六第一巻第三章及び第四章の基準に適合することについての証明等に限る。）及び国土交通大臣が適当と認めるものとする。

| 改正前 |
|---|
| ・附属書第2（第14条関係） |
| 航空機の騒音の基準 |
| 第1章　国際民間航空条約の附属書16第1巻第2章が適用される航空機 |
| 1－1　最大離陸重量が8,618kgを超えるプロペラ飛行機（最大証明重量における必要滑走路長が610m以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）であつて、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。 |